教育福祉委員会委員長報告書

平成２９年７月５日

教育福祉委員会に付託されました議案２件、陳情３件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第３号「特定疾病療養者見舞金制度の見直しに関する陳情書」について申し上げます。

本陳情は、特定疾病療養者見舞金制度の見直しに関して、制度見直しの撤回を求めるものです。

初めに、当局より、

特定疾病は国が指定し、医療費の負担軽減が行われ、また、その多くが障害者総合支援法のサービスが利用できるようになっています。

一方、自主的に見舞金制度などを実施している市町村があり、本市も昭和５２年から市独自の４疾病を含む６１疾病を対象に見舞金を支給しています。

陳情趣旨の見直しは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行と「児童福祉法」の改正により、指定難病が大幅に拡大されたことから、福祉施策審議会への諮問及び、近隣市の調査を行った上で、対象疾病を拡大するだけでは財源の確保が難しく、制度継続のため、市見舞金の対象疾病

を国指定の指定難病等に合わせるとともに、支給額を年額４万円から２万５千円に減額したものです。

　との意見がありました。

　また、本審査の過程において議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

　審査の過程における討論として、

　１　１点要望し、不採択の立場で討論する。

難病者への見舞金は、市単独で支給しているものである。国の対象も広がる可能性がある中で、流山市福祉施策審議会からも「限られた財源の範囲の中で持続可能な制度として存続させていくために、支給額を見直す必要性は理解できる」という答申を平成２８年１月２６日に受けている経緯があり、決して難病者の方をおろそかにしているというものではないと考える。

　今後、難病患者への情報の周知を更に徹底することを要望する。

　２　１点要望し、不採択の立場で討論する。

　特定疾病療養者見舞金制度、指定難病制度における医療費助成については賛同し、守られるべき人たちを救うことは大切であると考える。流山市としても、見舞金は、療養者またはその保護者の闘病、もしくは労苦に報いることを目的としており、今回の制度改革に伴い、これまで同様の制度を維持

するには、対象疾病数が拡大する中、財源確保の課題がある。これまでの制度同様の金額継続を求める陳情の趣旨は理解するが、採択するには難しいと判断した。

子どもの医療費との混同、勘違いがあるとの見解だったので、そういった勘違いをなくすための周知徹底を要望する。

３　不採択の立場で討論する。

特定疾病療養者見舞金については、平成２８年度予算において、国の試算に基づき見舞金対象者数を２倍と想定したが、当初見込みよりも申請者数が伸びず、その後減額した補正予算が計上された。しかし、対象者数の増加については、単年度だけでは判断できないところがあるとの理由で、再び平成２９年度予算においては、対象者人数の増加分が計上されており、これらの動向を鑑みた時、現時点での見直しは時期尚早であると考える。

４　採択の立場で討論する。

減額された時には、審査する議案にもなっていない、規則の改正であっても、市長の大幅削減案を改善させた市議会の歴史に基づけば、本陳情については、軽々に不採択にするべきではないと考える。また、減額をする前提として申請者数が２，２００人から４，４００人へと倍になるという予測だったが、実際は１，８６８人しかいない。予算では、一般会計全体で３００億円程度のものが、現在では５００億円

程度へと大幅に増額する一方で、本制度の予算は、８，８００万円から４，６００万円台へと大幅に減額されており、それらをチェックし、監視し、継承する議会の役割から考えれば継続審査が妥当であったと考える。

がありました。

なお、本審査の過程において継続審査の申し出がありましたが、採決の結果、継続審査の申し出については１対５をもって否決されたことを申し添えます。

採決の結果、１対５をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第４２号「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、流山市向小金福祉会館の管理を指定管理者に行わせるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、５対１をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４３号「流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施

行規則の一部改正により、市町村が行う支給認定証の任意交付化等に伴い、事業者による支給認定の有無等の確認にあたって、これまでの支給認定証に加え、支給認定通知書を加えるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第５号「国における平成３０（２０１８）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書について申し上げます。

本陳情は、平成３０年度予算編成に当たり、子どもたちによりよい教育を保障するために、国における平成３０年度教育予算拡充に関する意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出することを求めるものです。

初めに、当局より、

子どもの確かな成長を支え、夢と希望を抱きながら、自信を持って生きる子どもたちを育てることが教育の命題であり、この命題に向けて、子どもたちをよりよく育てることが、学校教育の使命です。この学校教育の充実のためには、物的にも人的にも環境を整えることが大切であり、国にはこのための予算措置の拡充をぜひお願いしたいと考えています。陳情の７項目は、どれも重要なものであると考えます。

との意見がありました。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

最後に、陳情第６号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書について申し上げます。

本陳情は、平成３０年度予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出することを求めるものです。

初めに、当局より、

国は日本国憲法、教育基本法の定めにより、義務教育費無償の原則を保障する責務があり、現在公立小中学校の教職員の給与は、国が３分の１、県が３分の２を負担しています。県・市町村の財政状況は千差万別であり、教育の機会均等、教育水準の確保の面からも、義務教育費国庫負担制度の堅持は、本市にとっても大切であると考えます。

との意見がありました。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

以上で教育福祉委員会の委員長報告を終わります。